

宝塚医療大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、宝塚医療大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定不正行為等 研究活動上の不正行為であって次に掲げるもの

イ 特定不正行為 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん又は盗用

ロ その他の不正行為 イ以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

(2) 研究者等 本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者

(3) 告発等 本学における特定不正行為等に関する告発又は相談

(4) 資金配分機関 告発等が行われた研究活動に係る予算の配分又は措置をした配分機関等

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、特定不正行為等を行ってはならない。また、他者による特定不正行為等の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究倫理活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。

(研究データ等の保存・開示)

第4条 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察ノート（電子データを含む。以下同じ。）は10年間、その他の研究データ等は5年間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合は、これを開示しなければならない。

(最高管理責任者)

第5条 本学における研究活動の不正防止及び対応に関する最高管理責任者は学長とする。

2 学長は、特定不正行為等の防止のため、研究者等に対して研究倫理教育、啓発等の機会を設けなければならない。

(総括責任者)

第6条 総括責任者は、学長が指名する副学長をもって充てる。

2 総括責任者は、特定不正行為等の防止等について総括し、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講ずるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第7条 各学科に研究倫理教育責任者を置き、学科長をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、当該学科に所属する研究者等を対象に研究倫理教育を実施するとともに、当該学科における特定不正行為等の防止等に関し統括する。

(研究不正調査責任者)

第8条 本学の特定不正行為等に対応する責任者は、宝塚医療大学コンプライアンス基本規則(以下「コンプライアンス規則」という。)第5条に定めるコンプライアンス推進責任者(以下「研究不正調査責任者」という。)とする。

- 2 前項の研究不正調査責任者が告発等のあった事案について告発者若しくは被告発者と直接の利害関係にあるときは、学長が指名する副学長とする。

(告発等の取扱い)

第9条 告発等は、宝塚医療大学公益通報に関する規則(平成23年4月1日制定)第3条に定める窓口を通じて受け付ける。

- 2 受付窓口は、告発等があったときは、その内容を直ちに研究不正調査責任者に報告するものとする。
- 3 研究不正調査責任者は、告発等を受け付けたときは、速やかに学長に報告するものとする。
- 4 研究不正調査責任者は、告発等の対象に他機関に所属する者が含まれている場合は、当該他機関の長に通知等を回付することができる。
- 5 告発等は、顕名によるものとし、書面、電話、ファクシミリ、電子メール、面談等により受付窓口に行き届くものとする。
- 6 告発等は、特定不正行為等を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、特定不正行為等の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていない場合ではない。
- 7 第5項の規定にかかわらず、匿名による告発等があった場合において、告発等の内容が相当程度信頼に足るものと研究不正調査責任者が認めたときは、顕名の告発等に準じて取り扱うことができるものとする。

(相談への対応)

第10条 告発の意思を明示しない受付窓口への相談については、研究不正調査責任者がその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

- 2 前項において、相談者から告発の意思表示がなされない場合であっても、研究不正調査責任者が特に必要と認めたときは、当該事案について調査を行うことがある。

(警告)

第11条 研究不正調査責任者は、特定不正行為等が行われようとしている、若しくは特定不正行為等を求められているとの告発等を受けた場合は、その内容を確認・精査し、学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けた場合は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(秘密保持)

第12条 告発等について、業務上その内容を知り得た者は、その事案の調査結果が公表されるまで関係者以外の者に漏らしてはならない。

2 学長及び研究不正調査責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

(告発者の保護)

第13条 本学は、単に告発等を行ったことを理由にして告発者に対し、解雇、減給その他の不利益な取扱いを行わない。

(悪意に基づく告発の禁止)

第14条 何人も、被告発者を陥れること、被告発者が行う研究を妨害すること等、専ら被告発者に何らかの損害を与えること又は被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とした意思（以下「悪意」という。）に基づく告発等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第15条 本学は、相当な理由がないにもかかわらず、単に告発等がなされたことをもって、被告発者の研究活動の一部又はすべてについて制限を加えること及び被告発者に対して解雇、減給その他の不利益な取扱いを行わない。

(不正疑惑報道等への対応)

第16条 研究者等の特定不正行為等の疑いが学会等の科学コミュニティ又は報道により指摘された場合は、告発等があった場合に準じた取扱いをすることがある。

2 研究者等の特定不正行為等の疑いがインターネット上に掲載され、かつ、特定不正行為等を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為等の態様等、事案の内容が提示され、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていることを確認した場合は、本学に告発等があった場合に準じた取扱いをすることがある。

(予備調査)

第17条 本学は、告発を受け付けたときは、速やかに告発された特定不正行為等が行われた可能性、告発の際に示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発内容の合理性、調査可能

性等について、予備調査を行う。

- 2 予備調査は、研究不正調査責任者及びコンプライアンス規則第6条第3項第2号から第5号までに掲げる委員で組織する研究不正予備調査委員会（以下「予備調査委員会」という。）が行う。
- 3 予備調査委員会に委員長を置き、研究不正調査責任者をもって充てる。
- 4 予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査を実施すべきものと判断した場合は、本調査を行う。
- 5 予備調査の結果、告発がなされた事案について本調査を行わないことを決定したときは、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。また、予備調査に係る資料を保存し、資金配分機関及び告発者から請求があった場合は、当該資料等を開示するものとする。
- 6 予備調査は、告発を受け付けた日（他機関から回付があったときは、回付を受け付けた日）から概ね30日以内に終了するものとする。ただし、調査対象機関が本学以外の機関に及ぶ場合は、当該機関の調査に要する期間を加えることができる。

（本調査）

- 第18条 学長は、前条第4項に定める本調査の実施を決定したときは、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるとともに、資金配分機関及び文部科学省にこの旨報告するものとする。
- 2 前項に規定する場合において、被告発者が本学以外の機関に属するときは、併せて当該機関に通知するものとする。
 - 3 本調査は、前条第4項に定める本調査の実施の決定を行った日から30日以内に開始するものとする。

（特定不正行為等調査委員会）

- 第19条 学長は、本調査の実施を決定したときは、特定不正行為等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。
- 2 調査委員会は、当該事案の調査に関し、関係する論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の保全及び提出を求め、関係者から事情を聴取すること、再実験を要請すること等必要な権限を有する。
 - 3 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 研究不正調査責任者
 - (2) 学長が指名する本学の教職員 若干名
 - (3) 外部有識者 2名以上
 - 4 前項第3号の委員の数は、委員の総数の二分の一以上とする。
 - 5 委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。
 - 6 調査委員会に委員長を置き、第3項第1号の委員をもって充てる。
 - 7 調査委員会は、当該事案の調査が終了したときは、直ちに調査結果を学長に報告するものとする。

(調査委員会設置に伴う通知)

第20条 学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた告発者及び被告発者は、当該通知を受け取った日から起算して7日以内に、理由を付して調査委員会委員の選任について学長に異議を申し立てることができる。
- 3 学長は、前項の申し立てがあった場合は、その内容を審査し、妥当と判断したときは、当該委員の交代又は解任を行うものとする。
- 4 学長は、前項に規定する審査結果及びその対応を告発者及び被告発者に通知するものとする。

(本調査の実施)

第21条 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関する論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査及び関係者からの事情聴取等の方法、また、調査委員会の要請又は被告発者の申し出による再実験の実施等により本調査を行うものとする。

- 2 前項の調査にあたっては、調査委員会は、被告発者から弁明の聴取を行わなければならない。
- 3 第1項の再実験を行う場合は、調査委員会の指導・監督の下に行うものとし、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し、調査委員会が合理的に必要と判断する範囲内において保障するものとする。
- 4 調査委員会は、調査に当たって、公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲の外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。

(資料等の保全等)

第22条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他の関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他の関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でない場合であって、当該研究機関から要請があったときは、本学は、当該事案に係る証拠となる資料及びその他の関係書類を保全する措置をとるものとする。
- 4 調査委員会は、前3項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(被告発者の説明責任)

第23条 調査委員会の調査において、被告発者が告発の疑惑を晴らそうとするときは、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続きに基づいて行われたこと並びに論文等がそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(認定)

第24条 調査委員会は、調査した内容を取りまとめ、特定不正行為等の有無を認定するものとする。

2 前項の認定は、原則として調査委員会が調査を開始した日から150日以内に行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、調査委員会は、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由があるときは、その理由及び認定予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。

4 調査委員会は、特定不正行為等が行われたと認定したときは、その内容、特定不正行為等に関与した者及びその関与の度合い並びに特定不正行為等と認定した研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定するものとする。

5 調査委員会は、特定不正行為等が行われていないと認定した場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づいたものであることが判明したときは、その旨を併せて認定するものとする。

6 前項の認定を行うに当たっては、調査委員会は、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

7 調査委員会は、第1項、第4項及び第5項の認定を行ったときは、直ちに学長に認定結果を報告しなければならない。

(認定の判断基準)

第25条 前条第1項の認定に当たっては、調査委員会は、第23条に定める被告発者からの説明及び調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行うものとする。ただし、被告発者の自認等を唯一の証拠として特定不正行為等と認定することはできないものとする。

2 前項の判断に当たっては、被告発者の研究体制、データチェックの仕方等、様々な観点から客観的な不正行為の事実、故意性等について十分に検討するものとする。

3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。生データ、実験・観察ノート、実験材料・試薬及び関係書類等の不在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、特定不正行為等であることの疑いを覆すに足る証拠を示せないとき（被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない事由によりその基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等、正当な理由があると調査委員会が認めた場合並びに生データ、実験・観察ノート、実験材料・試薬等の不在等が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間及び本学又は告発に係る研究活動を行っていた機関が定める保存期間を超えることによるものである場合を除く。）についても同様とする。

(調査結果等の通知)

第26条 学長は、調査結果を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外の者で、特定不正行

為等)に通知するものとする。

- 2 被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に当該調査結果を前項の通知と併せて通知するものとする。
- 3 学長は、前2項に定めるもののほか、資金配分機関及び文部科学省に当該調査結果を報告するものとする。
- 4 学長は、悪意に基づく告発と認定された場合で、告発者の所属する機関が本学以外の機関であるときは、当該所属機関にその旨通知する。

(不服申立て)

第27条 特定不正行為等と認定された被告発者は、前条第1項に規定する通知を受け取った日から起算して14日以内に学長に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者は、その認定について、前項の例により不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。学長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 前項に定める新たな委員は、第19条第3項から第5項までに準じて指名する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、学長に報告するものとする。学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行うことを決定した場合には、学長に報告するものとする。学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 学長は、被告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知し、被告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、資金配分機関及び文部科学省に通知するものとする。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第28条 調査委員会は、再調査を実施する決定をした場合は、不服申立人に対し、本調査の結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 調査委員会は、不服申立人からの協力が得られない場合は、再調査を行うことなく手続きを打ち切ることができる。この場合において、調査委員会は、学長にその旨を報告し、学長は、不服申立人にその旨を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合は、開始の日から起算して50日以内(前条第2項の規定に基づく不服申立ての場合は30日以内。以下同じ。)に本調査の結果を覆すか否かを決定

し、その結果を学長に報告するものとする。ただし、50日以内に決定できない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、承認を得るものとする。

4 再調査の結果の通知は、第26条各項の規定を準用する。

(調査結果の公表)

第29条 学長は、特定不正行為等が行われたと認定された場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。

2 前項の規定により公表する内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名及び所属、特定不正行為等の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法・手順等を含むものとする。

3 前項の規定にかかわらず、学長は、特定不正行為等があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名及び所属を公表しないことができる。

4 学長は、特定不正行為等が行われなかったと認定された場合は、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

5 前項ただし書の規定により公表する内容は、特定不正行為等がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名及び所属、調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法・手順等を含むものとする。

6 学長は、悪意に基づく告発が行われたと認定された場合は、告発者の氏名及び所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法・手順等を公表する。

(本調査中における一時的措置)

第30条 学長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、当該告発に係る経費の執行停止その他の必要な措置を講ずることができる。

2 学長は、資金配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第31条 学長は、特定不正行為等に関与したと認定された者、特定不正行為等が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに当該調査結果に係る研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第32条 学長は、被認定者に対して、特定不正行為等と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。

3 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第33条 学長は、特定不正行為等が行われなかったと認定された場合は、第30条第1項及び第2項の規定に基づく研究費の支給停止等の措置を解除するものとする。また、第22条第1項及び第2項の規定に基づく証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除するものとする。

2 学長は、特定不正行為等が行われなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第34条 学長は、本調査の結果、特定不正行為等が行われたものと認定された場合は、被認定者に対して、学校法人平成医療学園専任教職員就業規則（以下「就業規則」という。）、学則、その他の関係規則等の定めに基づき、必要な処分を行うものとする。

2 学長は、告発が悪意によるものと認定された場合、告発者が本学の教職員又は学生であるときは、就業規則、学則、その他の関係規則等に基づき、必要な処分を行うことができる。

3 学長は、前2項の処分を行ったときは、資金配分機関及び文部科学省に対して、その処分の内容等を報告するものとする。

(事務)

第35条 第17条第2項に定める予備調査委員会、及び第19条第1項に定める特定不正行為等調査委員会に関する事務は、財務施設課において処理する。

(雑則)

第36条 この規程に定めるもののほか、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年9月29日から施行する。